

西林寺「樹心廟」管理使用規則

宗教法人西林寺（以下「西林寺」という）における合同墓「樹心廟」管理使用規則（以下「本規則」という）は、次に定める通りとし、「樹心廟」利用者は、これを遵守しなければならない。

（目的）

第1条 本規則において、「樹心廟」とは西林寺所有の納骨段併設型合同墓をいい、西林寺に帰属する門信徒及びその縁故者の用に供するためである。

2. 本規則は前項の「樹心廟」の管理・使用に関する基準を定め、その管理・使用の適正を図ることを目的とする。

（管理者）

第2条 「樹心廟」の管理者（以下「管理者」という）は西林寺の代表役員（住職）とする。

2. 「樹心廟」の清掃等の維持管理については、管理者において行うものとする。

（管理者の権限）

第3条 管理者は、本規則及び西林寺「樹心廟」管理使用細則（以下「細則」という）に従って「樹心廟」を管理しなければならない。

（「樹心廟」使用者の資格）

第4条 「樹心廟」の使用者（以下「使用者」という）は、西林寺門信徒に限る。ただし、西林寺と仏縁があると管理者が認めたときはこの限りではない。

（「樹心廟」申し込みと承諾）

第5条 「樹心廟」使用を申し込む者は、細則に定める冥加金を納め、西林寺「樹心廟」申込書（以下「申込書」という）に所定の事項を記載し、あらかじめ西林寺の承諾を得なければならない。

2. 西林寺が、前項の申し込みを承諾し、西林寺から発行される西林寺「樹心廟」使用承諾証書を受け取ったときに申込者は「樹心廟」使用者になる。
3. 管理者が「樹心廟」の管理のために必要と認めるときは、管理者は「樹心廟」利用者に対し、使用上必要な措置又は特別の条件を付することができる。
4. 事故ある時のため、後継の引受人の連絡先を申込用紙の備考欄に記すこととする。

(「樹心廟」使用者の義務)

第6条 使用者は、次の各号にさだめるところに従って、「樹心廟」を使用しなければならない。

- ① 「樹心廟」へ納骨するときは、あらかじめ管理者に対し、法令に基づく火葬許可証または改葬許可書を提出し、管理者の許可を受けなければならない。
- ① 遺骨は人骨に限る。ペット等の骨を持ち込んだときは、使用を取り消す。
- ② 改葬後の納骨の場合、納骨堂内の管理上の事由により、遺骨の洗浄・乾燥等を行い、骨壺を新調して納骨することとする。
- ③ 使用者は細則に定めるところにより使用冥加金を納めなければならない。
- ④ 使用者は西林寺の儀礼に則り、仏事を行わなければならない。

(納骨の形態と遺骨の返還)

第7条 納骨の形態は堂内納骨棚に個別型納骨と骨壺から出して合祀する合祀型納骨、もしくは一部を個別納骨にして、残りを合祀する併用型がある。

2. 個別型納骨の場合、期間は25回忌(若しくは24年)とし、その後法要の後、合祀する。但し、要望があれば、引き続き個別納骨することができる。
3. 合祀した遺骨はいかなる理由があっても返還できない。

(使用契約の解除)

第8条 使用者がその使用権を返還するときは管理者に届け出なければならない。

2. 使用者が次の各号の一に該当するときは、管理者は「樹心廟」使用者に対し、その使用契約を解除することができる。
 - ① 西林寺の儀礼及び慣行を無視し、又は妨げたとき。
 - ② 境内又は「樹心廟」において、他寺・他宗の儀礼その他宗教行事を行ったとき。
 - ③ 使用者が「樹心廟」使用権を第三者に譲渡又は転貸したとき。
 - ④ 申込書に記載の事項に虚偽があったとき。
3. 第1項及び第2項の場合において使用冥加金は返還されない。

(管理権に基づく措置)

第9条 管理者が、「樹心廟」の整備その他必要により、使用者に対して改葬を求めたときは、使用者はこれを拒んではならない。

(使用者の承継)

第10条 使用者が死亡したときは、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者がその地位を承継する。使用者の承継者は、管理者に対し、遅滞なくその旨を届け出なければならない。

2. 使用者が、生前、その地位を前項以外の親族に承継せしめる必要が生じたときは、その理由を付し、あらかじめ管理者の承認を得なければならない。
3. 第1項の届出がなく承継者が不明の場合、管理者は仮に、「樹心廟」に納骨されてある形態が個別納骨であっても合祀遺骨に変更することができる。

(免責)

第11条 天変地異、災害その他不可抗力による使用者の損害については、使用者の負担とする。

2. 第三者の故意又は過失による使用者の損害については、西林寺及び管理者はその責を負わない。

(規則の改廃)

第12条 本規則の改廃は、西林寺責任役員会の議決を経て行う。

附則

1. 本規則は、2020（令和2）年7月28日より施行する。